

第6次

秋田市社会教育中期計画

令和4年度～令和8年度

令和4年3月

秋田市教育委員会

目次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨…………… 1
- 2 計画の位置付けと期間…………… 1
- 3 国および秋田県の動向…………… 2

第2章 現状と課題

- 1 社会教育の現状…………… 4
- 2 本市の取組…………… 4
- 3 第5次計画の評価と課題…………… 6
- 4 世代別施策の現状と課題…………… 8

第3章 目標、基本方針、計画体系および評価体系

- 1 目標……………12
- 2 基本方針……………12
- 3 計画体系および評価体系……………13

第4章 推進体制と進捗管理

- 1 計画の推進体制……………18
- 2 計画の進捗管理……………18
- 3 計画の評価……………18

資料編

- 1 秋田市の社会教育施設等……………25
- 2 第6次秋田市社会教育中期計画策定委員会設置要綱……………28
- 3 第6次秋田市社会教育中期計画策定経過……………29
- 4 秋田市社会教育委員……………30
- 5 第6次秋田市社会教育中期計画策定委員会分科会参加者……………30
- 6 第6次秋田市社会教育中期計画策定委員会……………30

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

社会教育計画は、生涯学習の理念*¹の実現を目指し、社会教育*²に関する施策を体系的かつ計画的に推進するために策定するものです。本市においては、平成7年6月に計画期間5年の「第1次秋田市社会教育中期計画」を策定し、以来、概ね5年ごとに見直しを行ってきました。第5次の計画が令和3年度末で終了することから、国や県の動向、人口減少や少子高齢化の進行によるライフスタイルの変容および第5次計画に基づく社会教育の取組の評価と課題を踏まえ、向こう5年間における本市社会教育の指針を定めるとともに、具体的な施策の方向性を示すため「第6次秋田市社会教育中期計画」を策定するものです。

2 計画の位置付けと期間

この計画は、秋田市総合計画「県都『あきた』創生プラン」および秋田市教育ビジョンを上位計画とする個別計画です。社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号）第3条に規定された地方公共団体の任務を果たし、同法第5条の市町村教育委員会の事務の内容の具現化を目指すものです。

本計画の期間は、令和4年度から8年度までの5年間とします。

なお、状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて、計画内容を見直すこととします。

*1 生涯学習の理念

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない（教育基本法第3条）。

*2 社会教育

社会教育法では、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）と定義している。

3 国および秋田県の動向

(1) 国の動向

ア 教育基本法の改正

平成18年12月には、時代の変化に対応すべく、約60年ぶりに改正された教育基本法に「生涯学習の理念」(第3条)が規定されたことをはじめ、「教育の目標」(第2条)、「家庭教育」(第10条)、「社会教育」(第12条)、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」(第13条)等、学校教育のみならず、生涯学習・社会教育関係についても規定の充実が図られました。

イ 中央教育審議会答申

平成27年12月には、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策」(答申)が出されました。この答申の理念は、未来を創り出す子供たちの成長のために、国民一人一人が教育の当事者となり、社会総掛かりでの教育の実現を図るということであり、そのことを通じ、新たな地域社会を創り出し、生涯学習社会の実現を果たしていくものです。これを実現するため、学校と地域の連携・協働を一層推進していくための仕組みや方策が提言されました。

また、平成30年12月には、中央教育審議会から「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」(答申)が出されました。この答申では、今後の地域における社会教育のあり方について、「社会教育を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」が提案されています。さらに、新たな社会教育の方向性として、「開かれ、つながる社会教育の実現」が提案されています。

ウ 教育振興基本計画

平成30年6月には、第3期教育振興基本計画が策定され、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」「生涯学び、活躍できる環境を整える」「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」「教育政策推進のための基盤を整備する」の五項目が今後の教育政策に関する基本的な方針として示されました。

特に、生涯の学びについては、「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」「人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」「職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身につけるための社会人の学び直しの推進」「障害者の生涯学習の推進」の四項目が目標として掲げられています。

(2) 秋田県の動向

秋田県は、平成23年9月に「秋田県生涯学習ビジョン」を策定し、本県の生涯学習の目指す姿を「知と行動が結び付いたクリエイティブな循環型社会」と表現しています。そして、このクリエイティブな循環型社会の担い手として「行動人」を定義付け、すべての県民が「行動人」となり、一人一人が地域づくりの一員として役割を果たしていくことができるよう取り組んできました。

また、「第3期あきたの教育振興に関する基本計画」（令和2年3月）では、目指す教育の姿として「ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり～みんなでつくろう『教育立県あきた』～」を掲げ、これを実現するための六つの基本方向の一つとして「地域を元気にする住民参加の学びの場と芸術・文化に親しむ機会をつくります」を、また、この下に施策の柱の一つとして「多彩な学びの場づくりと学びを生かした地域づくりの推進」を据え、この下に「多様な学習機会の提供と成果を生かす取組への支援」「生涯を通じた読書活動の推進」の二つの基本方針を位置づけています。

第2章 現状と課題

1 社会教育の現状

人口減少や少子高齢化をはじめ、高度情報化やグローバル化の進展など、社会を取り巻く環境が大きく変化する中、生涯学習に対する人々の意識やニーズも多様化し、地域における課題も複雑化を増しています。

こうした状況の中で、生涯学習活動を活発化することは、個人の人生を豊かにするとともに、学習した成果を社会に生かすことにより、魅力と活力ある地域づくりにつながります。

また、学校と家庭、地域が連携し、人づくり・つながりづくり・地域づくりに取り組み、持続可能な社会を実現することが、今後ますます重要になってきます。

2 本市の取組

本市においては、秋田市総合計画「県都『あきた』創生プラン」で、「ともにつくりともに生きる 人・まち・暮らし」を基本理念に掲げ、第5章「人と文化をはぐくむ誇れるまち」の中に「教育の充実」を位置付け、社会教育については、取組の方向として「学習環境の変化やライフステージに応じた様々な学習機会を通して、多くの市民がともに学び、学ぶ楽しさを実感できるようにするとともに、学んだ成果を、人づくり、つながりづくり、地域づくりに結びつけることにより、持続可能な活力ある社会の実現を目指す。」と掲げています。

これを受けて、「秋田市教育ビジョン」では、「あきたの未来を ともにつくりともに生きる 『自立と共生』の人づくり」を目指す姿とし、社会教育に関しては、「生涯を通じて学び、個性と能力を高める教育の充実」を目標に掲げ、「学習支援体制の充実」「学習機会の充実」「学習成果の活用支援」「地域コミュニティづくりの推進」および「読書活動の推進」を施策の方向性としています。

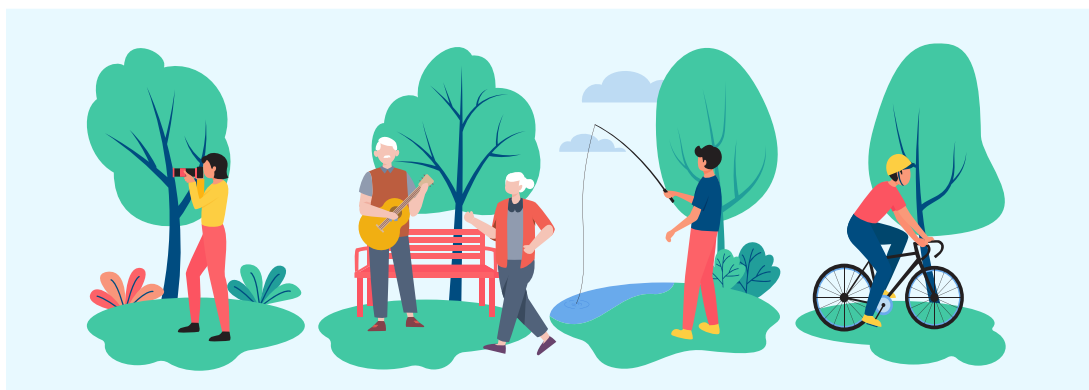
「第5次秋田市社会教育中期計画」では、次の四つの基本方針を掲げ、社会教育を推進してきました。

- I 「学び」の支援体制・情報提供を充実します
- II 「学び」の機会を充実します
- III 「学び」の成果の活用を支援します
- IV 地域コミュニティづくりを推進します

また、平成29年11月には、秋田市総合教育会議^{*3}において、「秋田市教育に関する総合的な施策の大綱」を改定し、この中で、社会教育部門では、秋田市教育ビジョンにおける「生涯を通じて個性と能力を発揮できる社会教育の充実」を目標とし、「社会教育の充実」および「社会教育施設等における活動の充実」を施策の方向性に定め社会教育の推進に努めました。

こうした取組を進める一方で、これまで西部、北部、河辺、雄和、南部、東部および中央市民サービスセンターがオープンし、生涯学習を含む市民の地域活動の拠点となる複合施設が整備されたことに伴い、順次、公民館機能を移転してきました。

平成30年7月には、南部市民サービスセンター別館がオープンし、地域における生涯学習を推進するための拠点が整備され、市民が快適で安心して学習活動を行うことができる環境が充実しました。



*3 総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成27年4月1日施行）により、地方公共団体の長が設置することとなった会議。教育に関する総合的な施策の大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置等について協議・調整を行うものであり、首長と教育委員会により構成される。

3 第5次計画の評価と課題

第5次秋田市社会教育中期計画（平成28年度～令和3年度）について、基本方針ごとに評価と課題を掲載しました。

基本方針	I 「学び」の支援体制・情報提供を充実します
評価	<p>市民の多様な学習ニーズに対応するため、専門知識を持つ大学や民間企業等との連携により、「学び」の支援体制の充実に取り組んできました。</p> <p>また、生涯学習に関する情報収集や参加者へのアンケートを実施し、市民の学習ニーズを把握しながら、学習情報の提供や学習相談に応じ、学習活動を支援してきました。</p>
課題	<p>今後も、社会環境の変化や市民の学習ニーズに対応した学びの機会の提供ができるよう関係機関と連携し、「学び」の支援体制の充実を図る必要があります。</p> <p>また、生涯にわたって自ら主体的に学習することを支援するため、様々な分野について情報収集を行い、社会の変化や市民の学習ニーズに対応した学習情報の提供や、学習に関する相談体制の充実に努める必要があります。</p>

基本方針	II 「学び」の機会を充実します
評価	<p>乳幼児、青少年、成人および高齢者の各ライフステージにおける様々な学習ニーズを把握して、現代的課題や地域課題に対応した学習機会や体験活動の提供に努めました。</p>
課題	<p>今後も引き続き、学習意欲を高めるため、多様なニーズに対応した様々な講座等を実施し、学習機会の充実に努める必要があります。</p> <p>また、参加者数が減少している若年層の参加拡大や生涯学習への意識を高めるため、魅力ある学習内容の企画や、オンラインを活用するなど参加しやすい学習環境づくりに取り組む必要があります。</p>

基本方針	Ⅲ 「学び」の成果の活用を支援します
評 価	<p>学習の成果を生かした活動を促進するため、市民サービスセンターを拠点としているサークルや学級等に発表の場を提供し、学んだ成果を身近な地域で生かすとともに、学習意欲を高める機会の充実に努めました。</p> <p>また、学習成果の評価に活用するための「生涯学習手帳」の配布や、新たに読書習慣のきっかけづくりとなる通帳型の「読書の記録帳」を小学生以下の子どもへ発行したほか、「生涯学習講師団名簿」について、未登録の講師に対して登録を推奨し、各種学習活動への活用を図りました。</p>
課 題	<p>市民自らが学習した成果を実感できるよう、引き続き学習成果を発表する機会の提供に努める必要があります。</p> <p>また、新たなボランティア会員の確保に努めるとともに、学習者が地域に学びの成果を還元できるよう、活躍を支援する必要があります。</p>

基本方針	Ⅳ 地域コミュニティづくりを推進します
評 価	<p>地域の学校や児童館、関係団体と連携を図りながら、子どもが高齢者等から地域の歴史や文化、まつりなどを学ぶ「世代間交流事業」の実施に努めました。</p> <p>また、地域の団体等が企画立案した地域づくり自主企画事業などの生涯学習事業を支援し、地域の絆づくりを推進しました。</p>
課 題	<p>学校、家庭、地域が互いに連携・協力し、地域コミュニティの活性化につながるよう、幅広い世代間で交流できる取り組みに努める必要があります。</p> <p>また、引き続き地域の団体等が地域社会の活性化につながる自主的な学習活動の支援に努める必要があります。</p>

4 世代別施策の現状と課題

本計画策定にあたっては、社会教育委員*4、社会教育施設利用者および施設職員を検討メンバーとして、乳幼児教育、青少年教育、成人教育および高齢者教育の四つの分野に分かれ、ワークショップ形式で検討し、ここで出された意見を基に、社会教育の現状と課題および今後の対応についてまとめました。



(1) 乳幼児教育

現 状 と 課 題	今 後 の 対 応
<p>○ 成長の基盤となる乳幼児期は、親子のつながりを形成する大切な時期です。</p> <p>また、乳幼児の基本的な生活面については、各家庭で担う必要があるものの、家庭における教育力が、近年問われています。</p> <p>乳幼児学級や各種講座等、子どもと共に育つ「学び」の場への、新たな参加者や受講者の掘り起こしについて積極的に取り組むことが必要です。</p> <p>○ 核家族化などにより、子育てする人が孤立化し、子育てに不安を抱く人も</p>	<p>○ 乳幼児学級や各種講座等において、親子で体験活動を楽しむ場や触れ合いを重視した活動の充実に努めるとともに、関係機関との連携を図り、家庭における教育力の向上を支援します。</p> <p>○ 父親が参加しやすい「学び」の機会を工夫します。</p> <p>○ 子育ての悩みを話し合える場や、気軽に参加できる場などの提供を図りま</p>

* 4 社会教育委員

社会教育法に基づいて設置され、社会教育に関する計画の立案、教育委員会の諮問答申、教育委員会への意見具申、調査研究などを役割とする。学校教育および社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験者の中から、教育委員会によって委嘱される。

います。

親同士が子育てについて話し合うなど、広くコミュニケーションをとることが必要です。

- 地域のつながりの希薄化により、地域で子どもを育てるという意識が低くなっています。

地域全体で子どもを育てるという意識づくりが必要です。

す。

また、子育てに関する情報提供の充実に努めます。

- 子育てに関わるすべての人々が、子育てに関する情報を共有できるよう、関係機関との連携の強化に努めます。

- 地域のつながりや絆づくりを推進するため、家庭や地域の教育力の向上を図る学習機会の提供に努めます。

(2) 青少年教育

現 状 と 課 題	今 後 の 対 応
<ul style="list-style-type: none">○ 少子化や共働き家庭の増加、核家族化が進行する中でも、青少年が成長の過程において、基本的な生活習慣や倫理観、自立心など、家庭を通した子どもの生きる力を育成する取組が必要です。	<ul style="list-style-type: none">○ 親子で学べるイベントや体験事業の充実に努め、家族の絆を深めるとともに、誰でも参加しやすい「学び」の機会の充実に努めます。
<ul style="list-style-type: none">○ 青少年期は、いろいろなことにチャレンジできる世代です。一方で、日常が多忙で時間がなく、新たな学びの時間をどのように提供していくかが課題となります。 <p>また、様々な体験を通して、価値観の多様化や社会活動の意義などを認識できるような学習機会を提供する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none">○ より多くの方が参加しやすいように、開催日程等を工夫し、社会参加活動につながる特色ある講座や体験学習の提供に努めます。 <p>また、多様な分野における講師の発掘やボランティアの育成に努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none">○ ネット社会や新しい生活様式が学びのスタイルに変化をもたらしており、今後の社会生活に有効活用できる学び	<ul style="list-style-type: none">○ ICTの活用のほか、情報モラルや情報リテラシーを学ぶ機会の提供に努めます。

の環境づくりが必要です。

- 人口減少やSNSの普及などにより、地域の絆やコミュニティが希薄化しています。青少年の健やかな成長を社会全体で支えるためには、地域活動への参加や地域の人々とのふれ合うきっかけとなる事業の充実が必要です。

また、事業実施の際のPRには、青少年に有効なSNSの活用に努めます。

- 地域によっては、地域活動の維持・継承が困難となっています。ボランティア活動など個人でもできる地域活動を始めるきっかけづくりに努めるほか、大学などの機関、小中学校などとの連携により、地域コミュニティの活性化につながる事業に取り組みます。

(3) 成人教育

現 状 と 課 題	今 後 の 対 応
<ul style="list-style-type: none">○ 成人世代においては、新たな知識や技術の習得など、多様な学習意欲が潜在していると考えられ、現代的・社会的課題について考える場や意見交換の場を提供することが重要です。 このため、参加できなかった人たちへの学習機会の提供が課題となっています。○ 地域の人たちや他の世代の人との関わりが少なくなり、コミュニケーションが不足していることから、学習に関する情報の収集方法がわからなかったり、新たに学習グループに入ることに不安を感じたりしていることが考えられます。 学びたいと思っている人の意欲を損なわないように、学習ニーズを把握し、人と人をつなぐコーディネーター等の育成が必要です。	<ul style="list-style-type: none">○ 育児や仕事で忙しい人向けに、子どもや家族と一緒に学ぶことができる、多様な時間帯で講座を開催するなど、市民のニーズに応える事業企画の工夫に努めます。 また、地域や企業が行う学習の場に関する情報の収集と活用を行い、誰もがいつでも学習できる仕組みづくりに取り組みます。○ 市が提供している事業および個人などで活動しているサークル等の名称や内容、人材等の情報を発信する仕組みをつくり、学習したい人と学習機会を提供する人をつなぎ、情報発信ができる仕組みづくりに努めます。 また、コーディネーター役として生涯学習奨励員や社会教育主事を活用し、指導・助言を行うとともに、生涯学習講師団の活用に努めます。

○ これまで地域の教育力の基礎となる地域活動を担ってきた世代は、世代交代ができずに、高齢化が進んでいる状況にあります。

今後も、地域の特性を生かした学習活動を続けていくためには、長年培ってきた知識や技術などを、地域の成人世代が受け継いでいくことが重要です。

○ 成人世代が学びやすい環境を充実させるため、地域資源や施設の特徴を生かした魅力あるプログラムを提供するとともに、学習成果を地域へ還元できる取組に努めます。

(4) 高齢者教育

現 状 と 課 題	今 後 の 対 応
<p>○ 高齢者が健康で豊かな生きがいのある生活を送り、楽しんで学習活動に参加できるような取組が求められています。</p>	<p>○ 現代的課題や地域課題および生活に身近なテーマの学びの機会の充実を図るとともに、気軽に参加し、仲間づくりができる学習の場の提供に努めます。</p>
<p>○ 学びの拠点となる市民サービスセンターなどへのアクセスが困難な地域もあります。</p> <p>また、学びのきっかけがつかめず行動に移せない高齢者に対する支援が必要です。</p>	<p>○ 学びの拠点となる施設に加えて、身近な地域（町内会、自治会などの集会所等）を活用した「出前講座」など、学びや社会参加の機会を提供するよう努めます。</p> <p>また、高齢者が自宅に閉じこもりがちにならないよう、参加を呼びかけます。</p>
<p>○ より多くの高齢者に学習情報を周知する工夫が必要です。</p>	<p>○ ホームページや「広報あきた」のほか、様々な手段を活用し、効果的な情報発信に取り組みます。</p>
<p>○ 高齢者が豊富な経験に基づく知識や技能を生かし、生涯にわたって充実した生活が出来るような取組が求められています。</p>	<p>○ 学校や地域団体等と連携を図り、世代間交流やボランティア活動等の学習機会の提供に努め、高齢者の生きがいづくりに取り組みます。</p>

第3章 目標、基本方針、計画体系および評価体系

1 目標

「生涯を通じて学び、個性と能力を伸ばす社会教育の充実」

本計画では、上位計画である「秋田市教育ビジョン」の目標に基づき、「生涯を通じて学び、個性と能力を伸ばす社会教育の充実」を目指します。

2 基本方針

市民がともに学び、ともに成長する社会の実現に向け、生涯を通じた学習を支援するとともに、現代的・社会的な課題に対応した学習活動を推進し、その成果を適切に生かすことができる社会教育の充実に取り組むため、次の五つの基本方針を柱とした社会教育活動を推進します。

I 学習支援体制の充実

市民や関係機関および民間企業等との連携を図りながら、市民の生涯にわたる学習活動を支援するため、市民協働による「学び」を推進します。また、学習に関する情報提供および相談体制の充実を図り、市民の「学び」に対する意識の醸成と事業への参加を促進します。

II 学習機会の充実

市民一人ひとりが充実した学習活動ができるよう社会の変化に対応した多様な「学び」の機会の充実を図り、個人の学習ニーズに応じた魅力ある学習機会の提供に努めます。

III 学習成果の活用支援

学習者の学習意欲の向上につながるよう、「学び」によって得られた成果を発表するとともに、学習成果を社会参加や地域活動として生かせる環境づくりの充実に努めます。

IV 地域コミュニティづくりの推進

学校・家庭・地域と連携を進め、地域の特色を生かした各種学習活動を通して、地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域活動を支える人材育成に向けた支援を行い、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

V 読書活動の推進

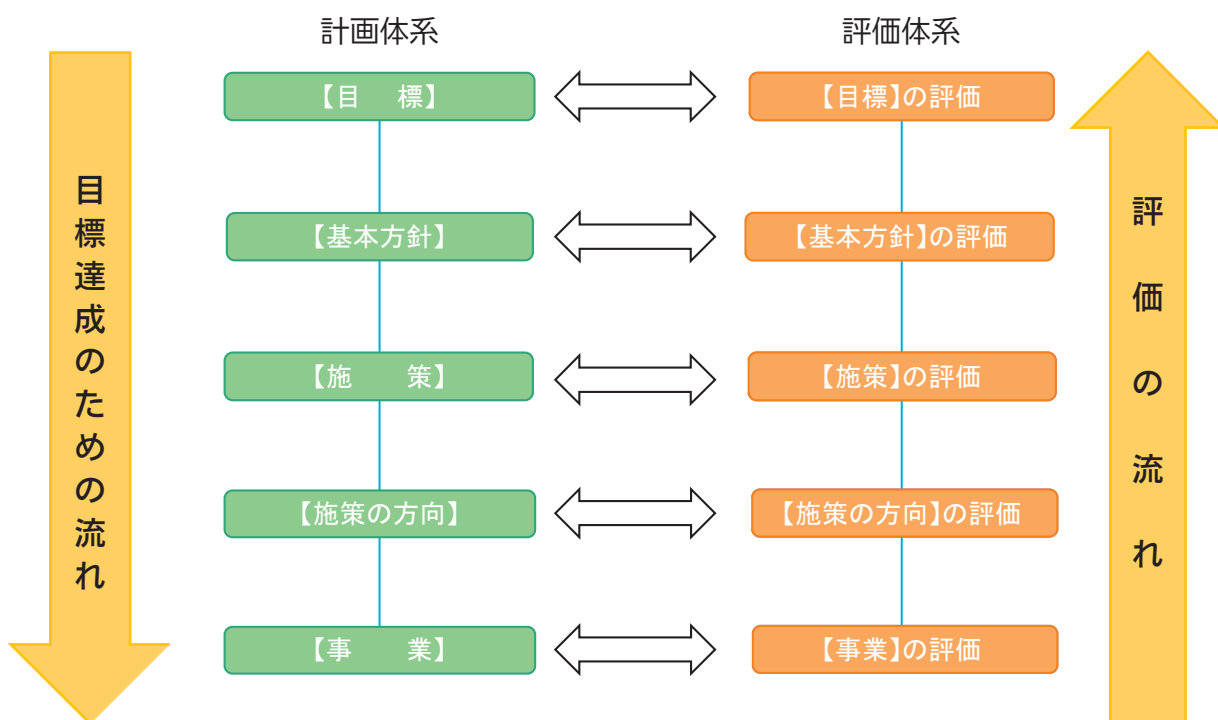
様々な分野で多様な形態の図書館資料を収集していくとともに、電子書籍の導入など、ICTを活用しながら幅広い世代に対応した読書活動の推進に努めます。また、市民一人ひとりのニーズや地域の課題に対応した各種事業の展開と情報発信により、市民の活動の幅を広げ、様々な課題の解決に役立つようサービスの向上を図ります。

3 計画体系および評価体系

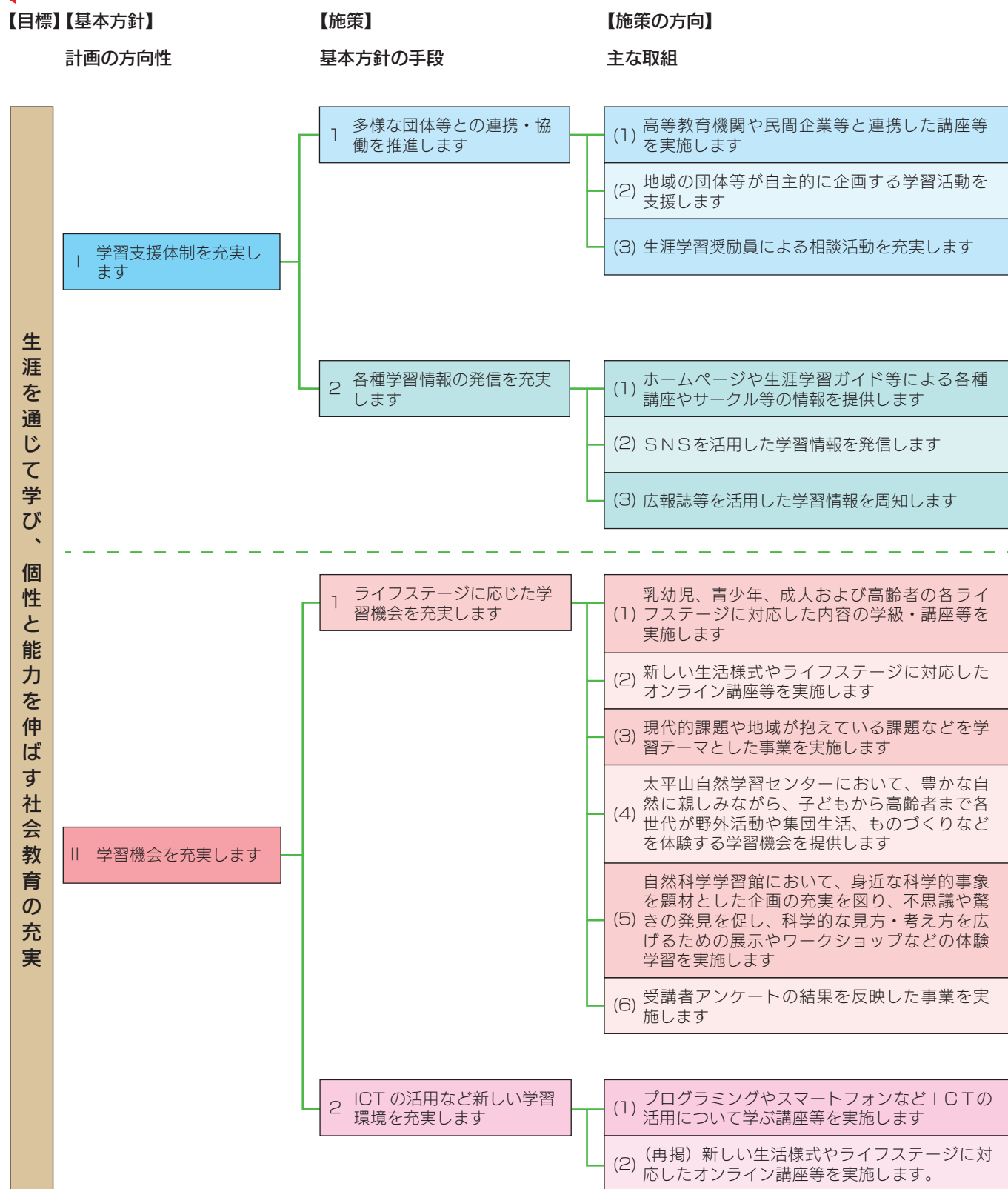
目標を達成するため「秋田市教育ビジョン」で定めた計画体系に基づき、今後5年間の具体的な取組と評価体系を設定しました。

計画体系による事業の実施および評価体系による分析・評価のイメージを、図1に示しています。

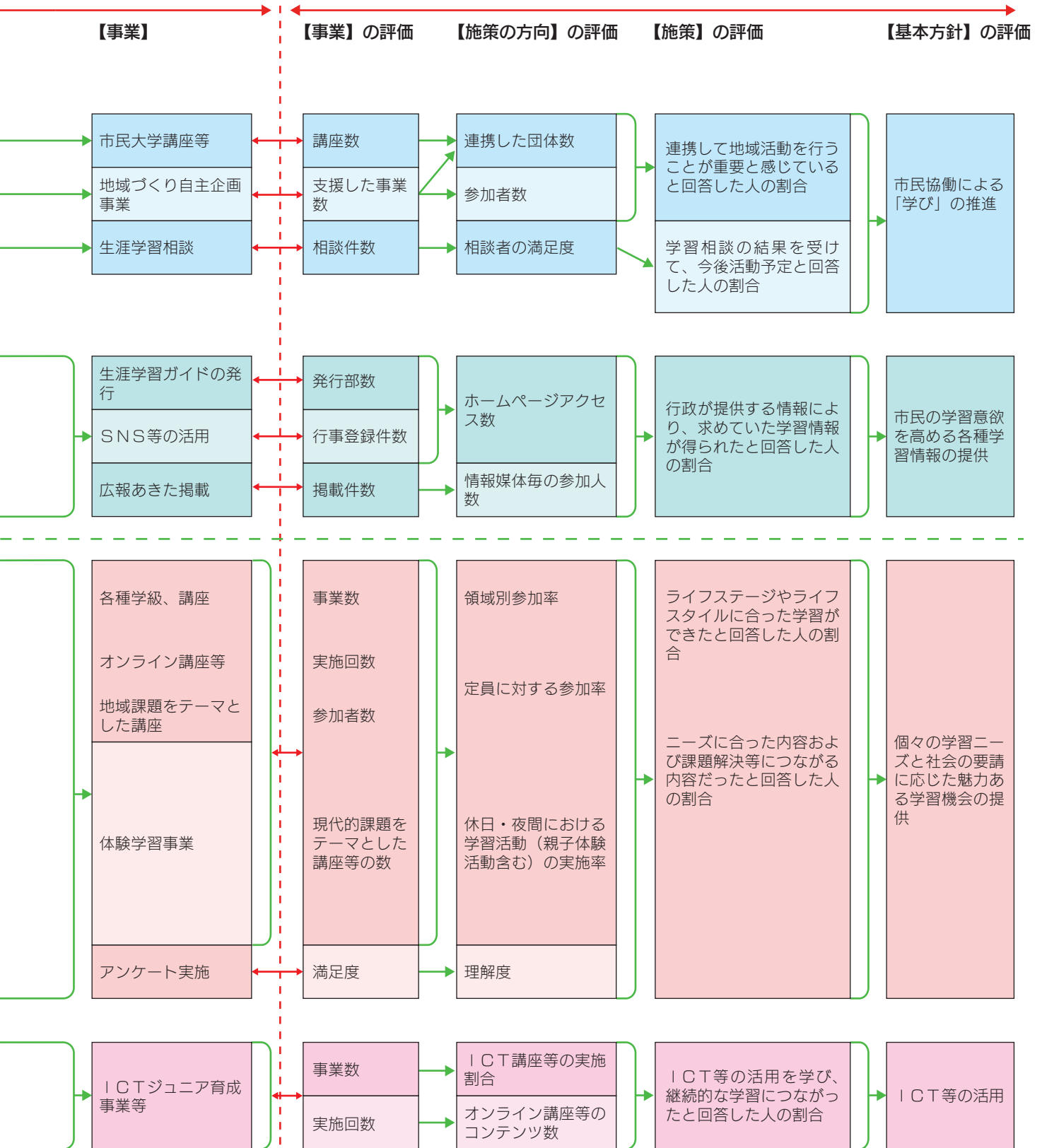
図1 計画と評価の流れ



計画体系（教育ビジョン） ※計画体系については上位計画の教育ビジョンに基づく

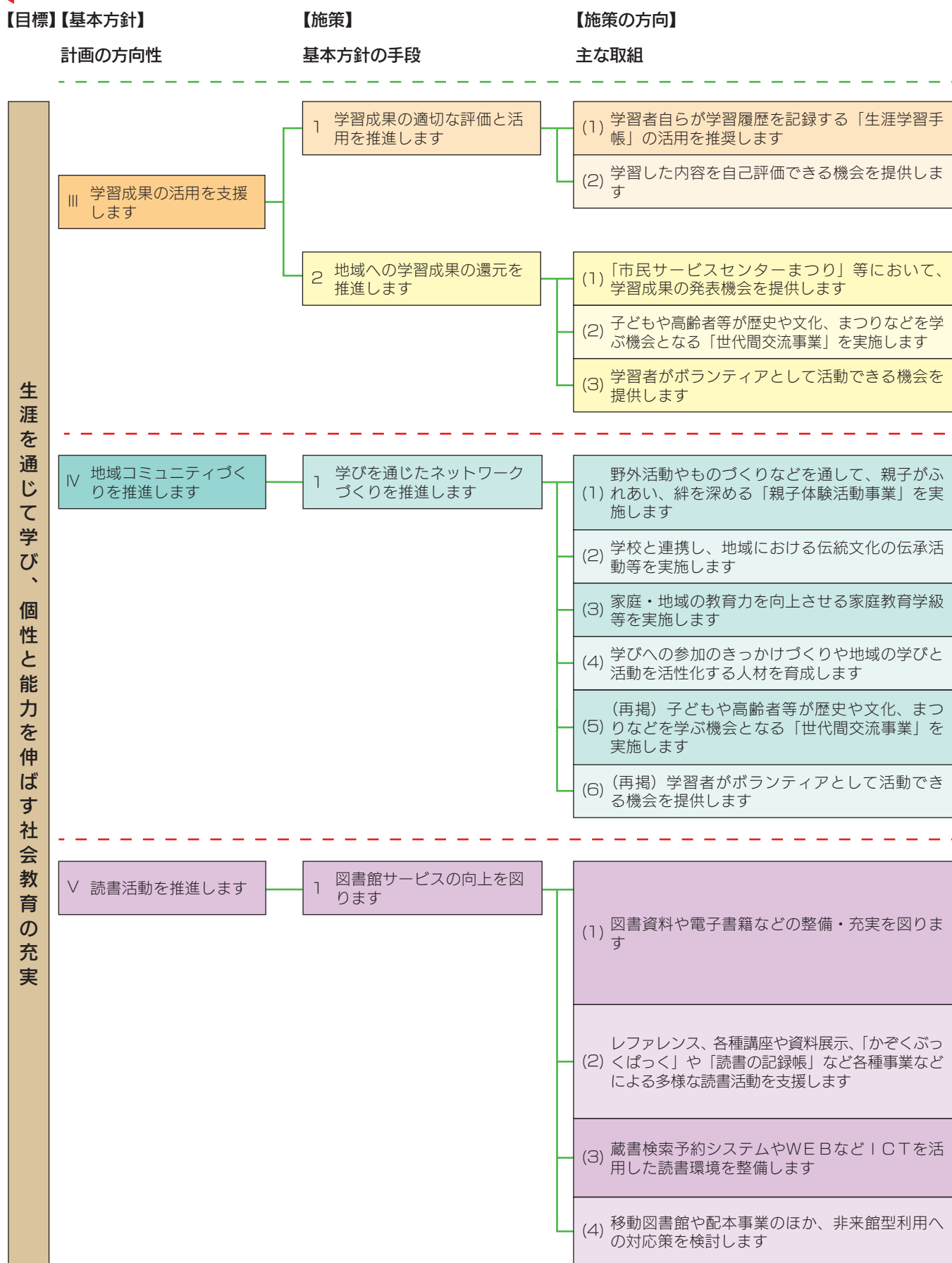


評価体系

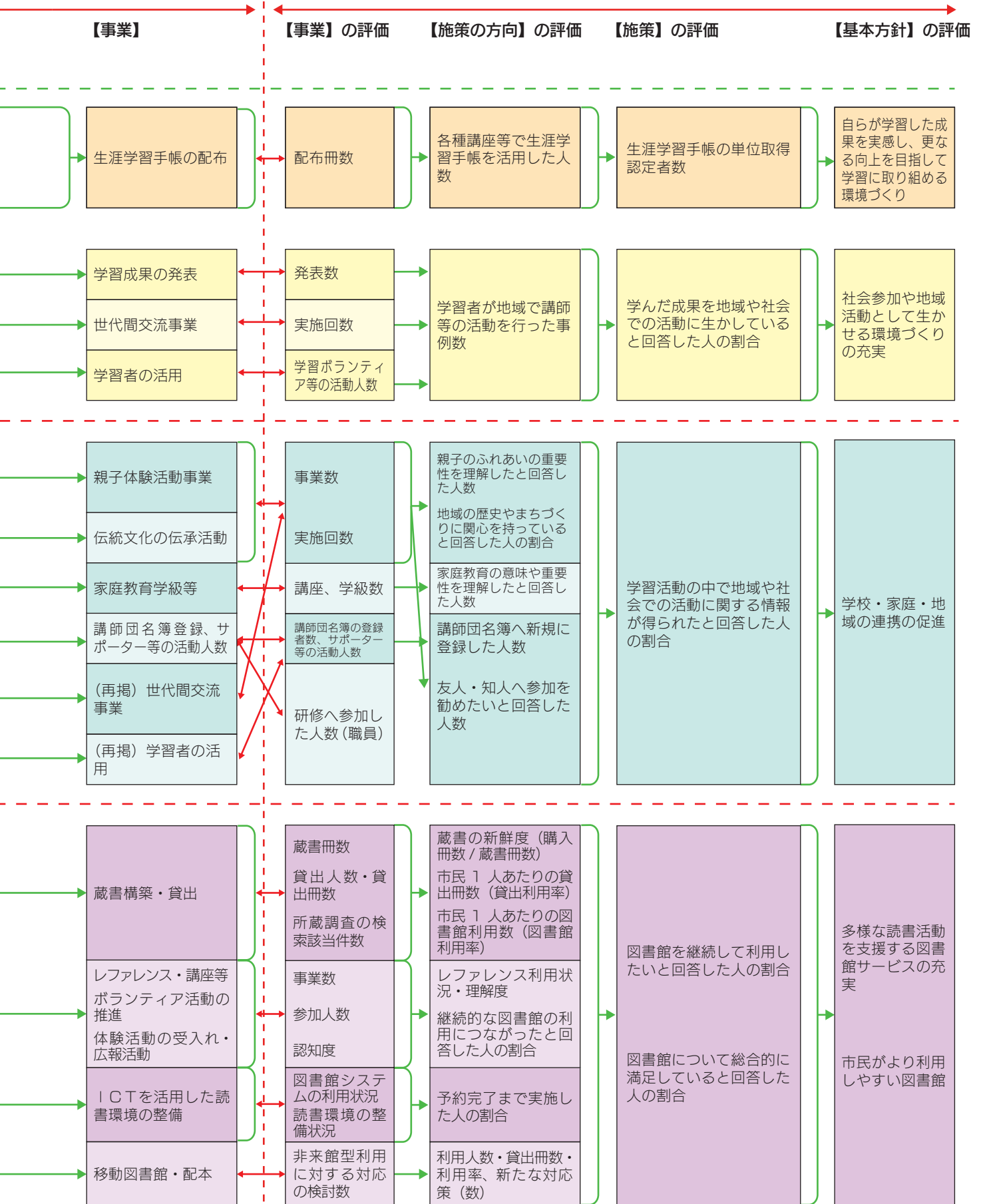


※【事業】の評価、【施策の方向】の評価、【施策】の評価、【基本方針】の評価に記載されている内容は例示

計画体系（教育ビジョン） ※計画体系については上位計画の教育ビジョンに基づく



評価体系



※【事業】の評価、【施策の方向】の評価、【施策】の評価、【基本方針】の評価に記載されている内容は例示

第4章 推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

行政が社会教育を推進するにあたっては、市民、学校、家庭、地域、企業などと連携しながら取り組むことが必要です。

このことから、より良い地域社会の実現に向けた施策や事業を推進するため、積極的に社会教育関係機関等との連携を図ります。

2 計画の進捗管理

計画の進捗状況については、事業の実施状況を毎年度調査し、秋田市社会教育委員の会議において評価し、施策、事務の点検・見直しを図り、計画の推進に取り組みます。

また、施策の効果を確認し、改善していくため、「計画（Plan）」「実行（Do）」「調査・評価（Check）」「見直し（Action）」の【PDCAサイクル】の中で、施策・事業の実効性を高めます。

3 計画の評価

本計画の評価は、評価体系に基づき行います。

年度毎に年次計画を作成し、重点的に取り組む施策を明確にするとともに、各年度終了後には年度評価を行います。

年度評価は、「【事業】の評価」、「【施策の方向】の評価」、「【施策】の評価」、「【基本方針】の評価」により行います。

また、総合評価は、計画期間を5年と定めていることから、5年後の目標値を設定し、目標がどの程度達成されたかを評価します。

なお、計画期間中において、社会・経済情勢の大きな変動や国における教育制度等の大幅な改正などが生じた場合は、計画の内容や評価指標を見直す場合があります。

(1) 評価グループ

点検・評価は、以下の各グループごとに行うものとします。

- 地域学習グループ（市民サービスセンター、生涯学習室）
- 体験学習グループ（太平山自然学習センター、自然科学学習館）
- 図書館グループ（市立図書館（分館、文庫含む。））

(2) 評価基準

評価にあたっては、次の評価基準により5段階評価とします。

達成状況評価／5段階評価

- S：目標達成（90点以上）
- A：目標達成には至らないがほぼ同等の成果を上げたもの（70点以上）
- B：目標達成には至らないが一定の成果を上げたもの（50点以上）
- C：目標達成できず、改善が必要なもの（50点未満）
- ：事業廃止・統合等により評価が困難

目標に対する評価様式

I 学習支援体制の充実

計画／年度 重点…◎ 継続…○ 検討・準備…□

施策	評価の視点	年次計画と評価										総合評価	
		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和4～8年度	
		計画	評価	計画	評価	計画	評価	計画	評価	計画	評価	評価	
1 多様な団体等との連携・協働の推進	市民協働による「学び」の推進												
2 各種学習情報の発信の充実	市民の学習意欲を高める各種学習情報の提供												
<令和4年度>						<令和7年度>							
<令和5年度>						<令和8年度>							
<令和6年度>						<総合評価>							

達成状況評価／5段階評価

S：目標達成（90点以上）

A：目標達成には至らないがほぼ同等の成果を上げたもの（70点以上）

B：目標達成には至らないが一定の成果を上げたもの（50点以上）

C：目標達成できず、改善が必要なもの（50点未満）

－：事業廃止・統合等により評価が困難

II 学習機会の充実

計画／年度 重点…◎ 継続…○ 検討・準備…□

施策	評価の視点	年次計画と評価										総合評価	
		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和4～8年度	
		計画	評価	計画	評価	計画	評価	計画	評価	計画	評価	評価	
1	ライフステージに応じた学習機会の充実	個々の学習ニーズと社会の要請に応じた魅力ある学習機会の提供											
2	新しい学習環境の充実	ICT等の活用											
<令和4年度>							<令和7年度>						
<令和5年度>							<令和8年度>						
<令和6年度>							<総合評価>						

達成状況評価／5段階評価

S：目標達成（90点以上）

A：目標達成には至らないがほぼ同等の成果を上げたもの（70点以上）

B：目標達成には至らないが一定の成果を上げたもの（50点以上）

C：目標達成できず、改善が必要なもの（50点未満）

－：事業廃止・統合等により評価が困難

Ⅲ 学習成果の活用支援

計画／年度 重点…◎ 継続…○ 検討・準備…□

施策	評価の視点	年次計画と評価										総合評価	
		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和4～8年度	
		計画	評価	計画	評価	計画	評価	計画	評価	計画	評価	評価	
1 学習成果の適切な評価と活用の推進	自らが学習した成果を実感し、更なる向上を目指して学習に取り組める環境づくり												
2 地域への学習成果の還元推進	社会参加や地域活動として生かせる環境づくりの充実												
<令和4年度>						<令和7年度>							
<令和5年度>						<令和8年度>							
<令和6年度>						<総合評価>							

達成状況評価／5段階評価

S：目標達成（90点以上）

A：目標達成には至らないがほぼ同等の成果を上げたもの（70点以上）

B：目標達成には至らないが一定の成果を上げたもの（50点以上）

C：目標達成できず、改善が必要なもの（50点未満）

－：事業廃止・統合等により評価が困難

IV 地域コミュニティづくりの推進 計画/年度 重点…◎ 継続…○ 検討・準備…□

施策	評価の視点	年次計画と評価										総合評価	
		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和4～8年度	
		計画	評価	計画	評価	計画	評価	計画	評価	計画	評価	評価	
1 学びを通じたネットワークづくりの推進	学校・家庭・地域の連携の促進												
<令和4年度>						<令和7年度>							
<令和5年度>						<令和8年度>							
<令和6年度>						<総合評価>							

達成状況評価/5段階評価

S：目標達成（90点以上）

A：目標達成には至らないがほぼ同等の成果を上げたもの（70点以上）

B：目標達成には至らないが一定の成果を上げたもの（50点以上）

C：目標達成できず、改善が必要なもの（50点未満）

－：事業廃止・統合等により評価が困難

V 読書活動の推進

計画／年度 重点…◎ 継続…○ 検討・準備…□

施策	評価の視点	年次計画と評価										総合評価	
		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和4～8年度	
		計画	評価	計画	評価	計画	評価	計画	評価	計画	評価	評価	
1 図書館サービスの向上	多様な読書活動を支援する図書館サービスの充実 市民がより利用しやすい図書館												
<令和4年度>						<令和7年度>							
<令和5年度>						<令和8年度>							
<令和6年度>						<総合評価>							

達成状況評価／5段階評価

S：目標達成（90点以上）

A：目標達成には至らないがほぼ同等の成果を上げたもの（70点以上）

B：目標達成には至らないが一定の成果を上げたもの（50点以上）

C：目標達成できず、改善が必要なもの（50点未満）

－：事業廃止・統合等により評価が困難

1 秋田市の社会教育施設等

社会教育法に基づき、社会教育施設は市民のために、実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

(1) 市民サービスセンター

市民サービスセンターは、市民協働・都市内地域分権の拠点となる、公民館機能などを複合化した施設です。

【利用時間】午前9時から午後9時まで（年末年始を除く）

名 称	住 所	電話番号
中央市民サービスセンター （愛称：センタース）	〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1	888-5644
東部市民サービスセンター （愛称：いーぱる）	〒010-0041 秋田市広面字釣瓶町13-3	853-1683
西部市民サービスセンター （愛称：ウェスター）	〒010-1637 秋田市新屋扇町13-34	828-4217
南部市民サービスセンター （愛称：なんぴあ）	〒010-1424 秋田市御野場一丁目5-1	838-1211
南部市民サービスセンター 別館（なんぴあ別館）	〒010-0062 秋田市牛島東六丁目4-5	853-5727
北部市民サービスセンター （愛称：キタスカ）	〒011-0945 秋田市土崎港西五丁目3-1	846-1133
河辺市民サービスセンター （愛称：カワベリア）	〒019-2692 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38-2	882-5302
雄和市民サービスセンター （愛称：ユービス）	〒010-1223 秋田市雄和妙法字上大部48-1	881-3777

(2) 太平山自然学習センター

宿泊を伴う集団生活、自然体験、創作活動等の野外活動を通じて、青少年の心身の健全育成および市民の生涯学習推進を図るための研修・宿泊施設です。

【休館日】毎月第2、4月曜日（月曜日が祝日・振替休日の場合は次の平日）
年末年始（12月29日～1月3日）

名 称	住 所	電話番号
太平山自然学習センター （愛称：まんだらめ）	〒010-0824 秋田市仁別字マンタラメ227-1	827-2171

(3) 自然科学学習館

市民の科学に対する関心と次代を担う青少年の知的好奇心を高めるため、科学に親しむ場と目的に応じた多様な学習機会を提供しています。

【利用時間】午前9時から午後6時まで

【休館日】毎週月曜日（月曜日が祝日・振替休日の場合は次の平日）
年末年始（12月29日～1月3日）

名 称	住 所	電話番号
自然科学学習館	〒010-8506 秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ内	887-5330

(4) 図書館

生涯学習の中核施設として、学習に必要な各種資料を広く収集し、市民に提供しています。

【利用時間】

◎明徳館 平日 午前9時から午後7時まで
（7月のみ午後8時まで）

土・日・祝日 午前9時から午後5時まで

◎河辺分館 平日 午前10時から午後6時まで

土・日・祝日 午前10時から午後5時まで

◎フォンテ文庫 毎日 午前10時から午後8時まで

（子どもライブラリーは午後6時まで）

◎他3館 平日 午前10時から午後7時まで

土・日・祝日 午前10時から午後5時まで

【休館日】

毎週月曜日（月曜日が祝日・振替休日の場合は次の平日）

年末年始（12月29日～1月4日）

資料整理日（毎月末日。土・日・祝日・振替休日の場合は開館し、直前の平日に休館）

特別整理期間（年15日以内）

※フォンテ文庫は、年末年始（12月29日～1月3日）のみ

名 称	住 所	電話番号
中央図書館 明德館	〒010-0875 秋田市千秋明德町4-4	832-9220
中央図書館 明德館 河 辺 分 館	〒019-2625 秋田市河辺北野田高屋字上前田表66-1 河辺総合福祉交流センター内	881-1202
土 崎 図 書 館	〒011-0946 秋田市土崎港中央六丁目16-30	845-0572
新 屋 図 書 館	〒010-1632 秋田市新屋大川町12-26	828-4215
雄 和 図 書 館	〒010-1223 秋田市雄和妙法字上大部48-1	886-2853
フ ォ ン テ 文 庫	〒010-0001 秋田市中通二丁目8-1 フォンテAKITA6階	893-6167

(5) 視聴覚ライブラリー

社会教育や学校教育に利用される視聴覚機器・教材を保管管理し、貸出を行っています。また、視聴覚教材についての相談や、機器の操作技術指導の講習会を実施しています。

【利用時間】 平 日 午前10時から午後6時まで

土・日・祝日 午前10時から午後5時まで

【休館日】 毎週月曜日（月曜日が祝日・振替休日の場合は次の平日）

年末年始（12月29日～1月4日）

資料整理日（毎月末日。土・日・祝日・振替休日の場合は開館し、直前の平日に休館）

特別整理期間（年15日以内）

名 称	住 所	電話番号
視聴覚ライブラリー	〒019-2625 秋田市河辺北野田高屋字上前田表66-1 河辺総合福祉交流センター内	882-5535

2 第6次秋田市社会教育中期計画策定委員会設置要綱

(目的および設置)

第1条 第6次秋田市社会教育中期計画（以下「中期計画」という。）の原案を策定するため、秋田市社会教育中期計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 中期計画の原案の策定に係る調査および検討に関すること。
- (2) 中期計画の原案の策定に関すること。
- (3) その他中期計画の原案の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の者をもって充てる委員で組織する。

- (1) 社会教育委員4名

(任期)

第4条 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に専門家等委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(分科会)

第7条 委員長は、委員会に分科会を置く。

- 2 分科会は、委員長が必要とする者をもって組織し、委員長が指名した者が分科会座長となる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に専門家等委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習室において処理する。

- 2 分科会の庶務は、生涯学習室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

3 第6次秋田市社会教育中期計画策定経過

月 日	内 容
令和3年 5月21日	策定委員会分科会参加職員等研修会
5月26日	社会教育委員の会議 (第6次計画策定スケジュール等)
6月22日	第1回策定委員会分科会(全体会および分野別の分科会)
7月6日	第2回策定委員会分科会(成人教育)
7月7日	第2回策定委員会分科会(青少年教育・高齢者教育)
7月8日	第2回策定委員会分科会(乳幼児教育)
8月3日	第3回策定委員会分科会(成人教育・高齢者教育)
8月4日	第3回策定委員会分科会(乳幼児教育・青少年教育)
8月17日	社会教育委員の会議(委員委嘱、第6次計画の策定等)
8月27日	第1回策定委員会 (第5次計画の評価と課題、世代別施策の現状と課題、基本方針、施策の体系について)
10月13日	第2回策定委員会(計画素案の検討作業)
10月15日	社会教育委員の会議 書面開催(計画素案の確認)
10月29日	第3回策定委員会 書面開催(計画原案の確認)
11月17日	社会教育委員の会議(計画原案の確認)
11月19日	教育委員会11月定例会において計画原案を説明
12月15日	11月市議会教育産業委員会において原案を説明
12月17日	計画原案に対するパブリックコメントの実施
12月17日	「市民100人会」への意見聴取
令和4年 1月24日	第4回策定委員会 (パブリックコメントを受けた成案の検討)
1月26日	社会教育委員の会議(成案の策定)
2月15日	教育委員会2月定例会(成案の議決)
3月14日	2月市議会教育産業委員会において成案の報告

4 秋田市社会教育委員 (任期：令和3年8月5日～令和5年8月4日)

相原彰子	伊藤妙子	大八木敦彦	佐々木貴子
清水隆成	高井滋	田子多津子	原義彦
三浦研二	吉川ひかる		

5 第6次秋田市社会教育中期計画策定委員会分科会参加者

佐々木貴子	伊藤妙子	田子多津子	三浦研二
吉川ひかる	高井滋	大八木敦彦	後藤慎隆
加賀屋久人	原義彦	鈴木ケイ子	加藤長二郎
鈴木捷子	最上誠子	高橋紀子	川村俊春
伊藤隆志	佐々木健二	内藤麻由	加賀屋香織
大石美和子	斎藤康	打矢智	吉川勇
佐々木貴	石川宏樹	佐々木吉丸	武藤智真貴
佐藤芳幸	浅野学	近藤彩	黒崎哲也
松田晴美	佐藤千穂	工藤絹子	安保亨
茜谷英也	山田誠		

6 第6次秋田市社会教育中期計画策定委員会

佐々木貴子	伊藤妙子	田子多津子	三浦研二
-------	------	-------	------

(順不同・敬称略)

第 6 次秋田市社会教育中期計画
(令和 4 年度～令和 8 年度)

発 行 秋田市教育委員会
編 集 秋田市教育委員会生涯学習室

〒010-8560 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
TEL 018-888-5810
FAX 018-888-5811
Mail ro-edlf@city.akita.lg.jp